

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年 1月29日(金) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(11人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	佐野多希子
	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第1号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	議案第1号 賃貸借の合意による解約について
第6	議案第2号 農地法3条の規定による許可申請について
第7	議案第3号 現況証明願について
第8	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	小泉政敏
次長	迫田久
行政専門員	横山智

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和3年第1回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしく願いいたします。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。第1回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。また今年もよろしく願いいたします。

今年も年明け、コロナ渦に伴い、巣籠・自粛正月で退屈な正月を迎えたのではないかと思います。コロナから1年が過ぎようとしておりますけれども、今だ深刻な状況が続いています。オホーツク管内においても1月に入り、60名以上の方が感染しているという事ですので、いつ津別にも感染者が出るかわからない状況になってきています。みなさん十分注意し、自粛しなければならないと思っておりますので、よろしく願いします。

また令和3年につきましては、コロナが早く収束し、経済・生活が元にもどり、2月に入りましたら、玉ねぎ・播種作業も始まります。農業にとっても、良い年となるよう願いたいと思います。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしく願いします。

議長： ただいまの出席委員は、11名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に6番 金一委員、8番 近藤委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに

主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長： 続きまして日程第4 報告第1号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。番号1-1号及び1-2号を事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 報告第1号「農地移動適正化あっせんの結果について」を説明いたします。

番号1-1号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、成立したので報告いたします。

あっせん委員 嶋田委員・迫田委員

あっせん日 令和3年 1月19日 1回 内容 売買

譲渡人 緑町●● ●●

譲受人 大昭●●番地 ●●

所在 木樋●●番 外合計 2筆 地目 畑

合計面積 33,093㎡ 売買価格 ●●円

位置図は次ページに添付しております。

番号1-2号

津別町農地適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、成立したので報告いたします。

あっせん委員 嶋田委員・迫田委員

あっせん日 令和3年 1月19日 1回 内容 売買

譲渡人 緑町●● ●●

譲受人 布川●● ●●

所在 布川●● 外合計6筆 地目 畑 一部牧場

合計面積 64,821㎡ 売買価格 ●●円

位置図は次ページに添付しております。

議 長： 報告が終わりました。報告第1－1号及び2号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

巴 委 員： はい

議 長： 巴委員

巴 委 員： 今回、高齢の方があっせんが決まりましたが、営農を長く続けられるか問題ではないか。

事 務 局： 次長

議 長： 事務局次長

事 務 局： 今回の譲受人の選定につきましては、地区担当委員と調整を行いました。譲受人はあっせんになるまで賃貸しており、年齢の問題はございましたが、近々、後継者が就農することの確約が取れたので、あっせんの相手としました。

議 長： 巴委員よろしいですか。
他に質問等ございませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第1号－1号から2号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第1 議案第1号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 次長

議 長： 事務局次長

事 務 局： 議案第1号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。

番号1

賃貸人 布川●● ●●

賃借人 大昭●● ●●
土地の所在 木樋●● 外合計 2筆 地目 畑
合計面積 33,093㎡の内、25,000㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和元年12月27日 終期 令和6年11月30日
全契約地 33,093㎡の内、25,000㎡
合意解約の合意が成立した日 令和2年12月16日

番号2

賃貸人 大空町●● ●●
賃借人 活汲●● ●●
土地の所在 沼沢●● 1筆 地目 畑
合計面積 8,347㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 令和元年12月1日 終期 令和4年11月30日
全契約地 8,347㎡
合意解約の合意が成立した日 令和2年12月17日

番号3

賃貸人 江別市●● ●●
美幌町●● ●●
賃借人 沼沢●● ●●
土地の所在 岩富●● 外合計 4筆 地目 畑
合計面積 46,058.01㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑
始期 平成31年3月27日 終期 令和3年11月30日
全契約地 46,058.01㎡
合意解約の合意が成立した日 令和3年1月8日

位置図につきましては、次ページ以降に添付しておりますのでご確認ください。
以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第1号の内1番及び2番を先議いたします。
議案第1号の内1番及び2番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。
これより議案第1号の内1番及び2番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第1号の内1番及び2番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号の内3番について質疑を行います。

本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は、議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【●●委員退席】

議 長： 議案第1号の内3番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。

これより議案第1号の内3番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第1号の内3番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員着席】

議 長： 続きまして日程第6 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案に基づいてご説明申し上げます。

賃貸借

番号1

譲渡人 江別市●● ●●

美幌町●● ●●

譲受人 活汲●● ●●

土地の所在 岩富●● 外合計4筆 地目 公簿 記載のとおりです。

面積 46,246㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和3年2月1日 終期 令和5年12月31日

借賃 ●●円 移転後経営面積 792,416.01㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効利用のため

譲受人 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a当り ●●円です。

番号2

譲渡人 幸町●● ●●

譲受人 恩根●● ●●

土地の所在 共和●● 外合計3筆 地目 公簿 畑

面積 46,246㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

れい土地引渡しの時期 許可後 価格 ●●円

移転後経営面積 2,023,176.01㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効利用のため

譲受人 農業経営規模の拡大、効率化のため

10a当り ●●円です。

次のページに農地法第3条の調査書を添付しています。全件第2項第1号から第7号まで該当しない事を確認しております。農地所有適格適格法人以外の法人等の賃借についても、農地所有適格法人以外でないことを確認しています。

位置図につきましては、次のページ以降となっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。これより、議案第2号の内1番を先に先議します。
議案第2号の内1番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。
これより議案第2号の内1番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第2号の内1番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第2号の内2番について質疑を行います。

本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は、議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【●●委員退席】

議 長： 議案第2号の内2番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。

これより議案第2号の内2番について採決します。

本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第2号の内2番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員着席】

議 長： 続きまして日程第7 議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議 長： 事務局次長

事務局： 議案第3号「現況証明願について」を説明いたします。
議案に基づいて説明いたします。

番号1

申請者 北見市●● ●●

申請地 豊永●● 1筆 公簿地目 畑
現況地目 農地・採草放牧地以外 面積 198㎡
利用状況 昭和44年頃から宅地に利用
所有者 北見市●● ●●
願出理由 現況に相違ないことを証明願う
使用目的 地目変更登記申請のため

番号2

申請者 北見市●● ●●
申請地 活汲●● 外合計17筆 現況地目 畑
合計面積 29,287.19㎡ 利用状況 畑 所有者 国有地
願出理由 現況に相違ないことを証明願う
使用目的 売払い及び使用料算定のため

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議長： 説明が終わりました。議案第3号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第3号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 続きまして日程第8 議案第4「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 次長

議長： 事務局次長

事務局： 議案第4号「農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。
今回は所有権移転、賃貸借、使用貸借、合計4件の申請がございます。

所有権移転

番号1

利用権の移転をする者 緑町●● ●●

利用権の移転を受ける者 大昭●● ●●

所在 木樋●● 外合計2筆 地目 畑 合計面積 33,093㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和3年2月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

番号2

利用権の移転をする者 緑町●● ●●

利用権の移転を受ける者 布川●● ●●

所在 布川●● 外合計6筆 地目 畑 面積 64,821㎡

種類 所有権 内容 普通畑 所有権の移転時期 令和3年2月1日

対価 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 売買

10a当り ●●円になります。

賃貸借

番号3

利用権の設定をする者 大空町●● ●●

利用権の設定を受ける者 活汲●● ●●

所在 沼沢●● 外合計7筆 地目 畑 合計面積 62,935㎡

種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年1月31日 終期 令和6年12月31日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

番号4

利用権の設定をする者 大空町●● ●●

利用権の設定を受ける者 沼沢●● ●●

所在 沼沢55番1 外合計13筆 地目 畑

合計面積 54,205㎡ の内、51,855㎡

種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和3年1月31日 終期 令和6年12月31日

借賃 ●●円 成立する当事者間の法律関係等 賃貸借

10a当り ●●円になります。

位置図は次のページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明終わります。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第4号の内1番及び2番を先議いたします。
議案第4号の内1番及び2番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第4号の内1番及び2番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第4号の内3番から4番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第4号の内3番及び4番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第4号の内3番及び4番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第4号の内3番及び4番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

(終了 13時 58分)

